

議案第48号

さいたま市重度要介護高齢者手当支給条例を廃止する条例の制定について
さいたま市重度要介護高齢者手当支給条例を廃止する条例を次のように定める。

平成28年2月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市重度要介護高齢者手当支給条例を廃止する条例

さいたま市重度要介護高齢者手当支給条例（平成13年さいたま市条例第157号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前のさいたま市重度要介護高齢者手当支給条例第4条第2項の規定により支給の決定を受けている者（この条例の施行の日前に同条第1項の規定による申請を行った者で、同日前までに同条第2項に規定する支給の可否の決定を受けていないものを含む。）の重度要介護高齢者手当については、この条例による廃止前のさいたま市重度要介護高齢者手当支給条例の規定は、なおその効力を有する。